平成２３年（フ）第２７号
福岡県田川郡糸田町3126番地
債務者　石井　一年
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県田川市上本町11番40号
債務者　古賀　美幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県田川市番田町３―30、住民票上の住所
福岡県飯塚市幸袋708番地２
債務者　穴井　大志
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1923番地12
債務者　松永　久生
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
宮崎県都城市上川東４丁目5754番地１　アンティックペットⅡ101号
債務者　長井　優一（旧姓脇黒丸）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３３号
宮崎県都城市上川東４丁目5754番地１　アンティックペットⅡ101号
債務者　長井　久美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１５４号
鹿児島県西之表市西之表14468番地４
債務者　竹迫　千鶴
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市柳町４番11号
債務者　内薗　真美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６号
岩手県北上市柳原町３丁目12番16号、前住所岩手県北上市大通り４丁目１番２号
債務者　高橋　規子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３６号
岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割111番地６、前住所岩手県和賀郡西和賀町湯本30地割60番地６
債務者　南川　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４１号
岩手県花巻市太田第29地割115番地、前住所仙台市若林区古城３丁目14番５号　スターツαＮＥＸＴ古城202
債務者　折居　優香
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４３号
岩手県花巻市南諏訪町22番地３　パークハイツ阿部Ａ102号、前住所岩手県花巻市若葉町２丁目５番19号　セフィラＭ―Ｃ103
債務者　千葉　靖子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４４号
岩手県花巻市太田第６地割91番地、前住所岩手県花巻市星が丘２丁目５番23号　スターシャインＢ102号
債務者　浅沼　達也
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１５９号
秋田市八橋大畑２丁目11番１号　コーポ加藤203
債務者　児玉　裕也
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地飛鳥グランドパレス307号
債務者　尾代　規彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９０号
兵庫県西宮市小曽根町１丁目１番17号
債務者　奥田　益生
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目10番10号、前住所兵庫県尼崎市下坂部３丁目16番12―205号
債務者　佐々木令子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係